

Rotary club

YACHIYO 週報

第2531回
2019年8月9日



Rotary



八千代ロータリークラブ
CLUB NO.15070

The Four-Way Test 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

2019-20年度 国際ロータリーテーマ

ROTARY CONNECTS THE WORLD

「ロータリーは世界をつなぐ」

地区スローガン「ロータリーから千葉を元気に」

2019-20年度 クラブテーマ

「広めようロータリーの心 つなげよう地域との絆」

今回例会行事

テーマ：家庭電機製品について

卓話者：寺沢 一三会員

担当：会員選考委員会

8月23日 2532回 例会行事

テーマ：昭和20年の想い出（終戦の年）

卓話者：鈴木 政次会員

担当：クラブ奉仕委員会



2530回例会

2019/8/2

司会 池田 建

「君が代」「我らの生業」齊唱

会長挨拶



会長 杉山 智基

皆さんこんにちは。梅雨が明けて、暑い日が続いています。皆様にはお仕事や奉仕活動に忙しい毎日かと存じます。

今日は、7月12日に理事会で審議した細則案について、皆様に審議して頂く臨時総会とさせて頂き、資料も事前に配布しました。後ほど、採決を致しますので宜しくお願いします。

また、例会に先立ちまして、理事会が開催されました。クラブの長期計画について、議論する特別委員会の設置について理事の皆様にご意見を伺いました。次回の理事会にて審議して頂き、特別委員会を立ち上げたいと思います。その特別委員会では、八千代ロータリークラブの中長期的な、つまり5年から10年先のクラブの在り方、姿について、議論して行きたいと思います。特別委員会での内容については、理事会に報告し、また例会にて皆様にご報告をさせて頂きます。

7月29日午後1時から4時半まで、千葉市民会館にて開催された「2019年規程審議会報告の集い」に中島貞好幹事、宮田クラブ奉仕統括委員長と私の3人で参加してきました。

報告者は、2019-20年度規程審議会地区代表議員の山田修平氏（PDG第5グループ木更津東RC）でした。第1部では、国際ロータリーの会員とは?から始まり、最初のクラブ定款、女性会員の入会について他11の項目の説明を受けました。私も知らなかったことが多く、今まで不勉強だったことを反省しました。第2部では、今年の規程審議会で改正された点についての説明を受けました。クラブ会長の任期を改正する件、クラブ会長に空席が生じた場合は現職の会長の任期を最大2年間に制限する。から始まり7点の改正点について説明を受け

ました。改正点は他にもあったようですが、クラブ運営に関係のある点について説明されました。

中でも、欠席のマークアップに関する改正では昨年度までは、欠席した例会の前後2週間以内というマークアップ期間が、同年度内までに変更されました。例会の出席率をどのように算出したら良いのか?との質問が多くつたようですが、その計算方法については地区に於いて統一的な見解が出ると思いますのでそれに従いたいと思います。また、職業分類の制限が廃止され第11条はクラブの会員構成に変更されました。第10条出席の第7節例外の規定によれば、従わない規定を細則に定めることができます。その様な細則規定は定款の規定に優先する。となつていて、各クラブで出席の規定を決めても良いようです。今後の課題として、皆様にもご意見を伺いながら、また、地区での方向性を見ながら改正が必要であれば進めたいと思います。その資料を本日、回覧しますのでご覧ください。必要な方は事務局でコピーして頂きたいと思います。

以上、会長挨拶とします。

幹事報告



幹事 中島 貞好

理事会報告

- ・直前会長幹事慰労会の決算報告がありました。
- ・7/30（火） 2019年規程審議会報告の集いに参加しました。
- ・8/31（土） 地区会員増強維持拡大セミナー 会長・植村会員出席
- ・8/31（土） 米山記念奨学会セミナー
- ・9/1（日） R財団セミナー 会長・幹事・佐野会員・市原会員・江頭会員
- ・出席免除申請について承認されました。
- ・8/13～15 ガバナー事務所夏季休暇
- ・福祉振興基金からチャリティゴルフ大会へのカップ提供のお願いが来ました。

委員会報告



前出席委員長 鈴木 利雄

前回お休みの会員へ記念品をお渡しします。

1年皆出席

福田良博会員・杉 晟会員

青少年奉仕委員会 委員長 田村 隆治

お手元にインディオ君のウエルカムパーティーのお知らせを配布しました。

回覧しますので、出欠のご記入をお願い致します。

8/29(木) 18:00～ ロス・アンジェルス

ふるさと親子祭りについて

上代 修二会員

第45回ふるさと親子祭りが開催されます。それに伴い、オリジナルボールペン（1,000円）を作成しましたのでご協力の程、よろしくお願い致します。

尚、来年はオリンピックの開催もあり警備の関係上、花火の中止が決定しております。

出席委員会 委員長 菊川 秀明

理事会において本年の出席免除者23名の申請が承認されました。

出席免除とは在籍年数+年齢=85歳以上の方が申請の上、理事会で承認された後に対象者となります。

お祝い

本人誕生日：杉 晟会員

結婚記念日：安宅 照男会員

夫人誕生日：鈴木 妙様（鈴木 政次会員）

例会行事

臨時総会

会長 杉山 智基

細則変更について、臨時総会を開催致します。
本日の臨時総会は、所定の手続きに則って行われます。

また本日の出席者数は、会員数の1/2以上ですので定足数を満たし、成立する事をご報告申し上げます。

7/17の理事会で審議頂きました細則案をお渡し致しましたがご一読頂けましたでしょうか。お休みの会員には郵送させて頂きました。

【変更点】

- 標準定款の変更による、条数の変更。
- 細則第3条第1節7行目に会場監督という役員名を加筆。

・第9条第1節（b）職業分類委員会：定款で1業種5人までの規定が削除された事により、「この委員会は、定款第9条クラブの会員構成の第1節及び第2節により職業分類を行い理事会に報告しなければならない。」と変更。人数の制限がなくなりましたが職業分類は継続しておりますので、会員の職業分類については理事会へ報告して頂く事となります。

・第9条第1節（g）会員増強委員会：旧定款の職業分類の制限がありましたので未充填の会員の推薦、充填している職業分類に関する会員は選挙出来ない等の規定がありましたが、制限がなくなりましたので「この委員会は入会に適當な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。」と変更。

・定款第9条クラブの会員構成第1節・一般規定で「各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は会員本人の会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たる、かつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。」となりました。

第2節では「クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。」となりました。

わかりにくいかと思いますが、色々な方が入会する事ができる様にという趣旨であります。皆さんご存知の様に男性だけのクラブという規定が女性も入会可能、インタークト（未成年）会員でも入会可能となりました。更に、公職に就いている方でも入会が可能になりました。このように大幅に変更となりました。

またメークアップに係る件については、今回は定款に則った提案をし、引き続き議論頂いた上で、皆さまとご相談の後、細則を変更していく事となります。

質疑応答

宮田 慎吾会員

今のお話は、八千代RCの細則変更のお話しでしたが、標準定款の変更に伴うものという事と思慮致します。

杉山 智基会長

標準定款の変更に伴う細則変更となります。定款では、クラブ名の変更、地域、近隣地域のみが変更可能となります。従い、その部分についてもご審議頂く事となります。

Q : この1か月間についてのメークアップはどうなりますか？

杉山 智基会長：7/1からの1か月については、標準定款による規定が優先されると思いますので、本日までにメークアップされた分については、年度内有効となります。本日、審議頂き、次に細則を決定するまでも同様に有効となります。

宮田 慎吾会員：例えば、今日承認されると、それは今日から有効となるのでそれ以前は有効にはならないのでは？

杉山 智基会長：ガバナー補佐経験者の飯生会員はどの様にお考えになりますか？

飯生 高一郎会員：RIの標準定款に準すれば良いのではないかでしょうか。効力は本日から有効と考えます。

杉山 智基会長：本日をもって皆さまにご承認頂き、本日より有効とする事でいかがでしょうか。

永田 勝久会員：定款は変更する事が出来ない事は承知しましたが、メークアップについては定款に基づいたものですか？

杉山 智基会長：定款によると、メークアップの有効期限は年度内となっております。

永田 勝久会員：であるならば、それを細則で異なつ

た期限にする事は出来るのですか？

菊川 秀明会員：定款の第7節一 例外に第10条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。と書かれていますが、そもそも順序として細則とは細かい事を決めるものであって、定款と矛盾する細かい事は変えても良いと思いますが、根本的に違う事を含めてもいいのかなとは思います。

杉山 智基会長：地区からは、ガバナーの方針としてメークアップは前後2週間にする事を推奨しています。なぜなら、これまで前後2週間としてそれぞれのクラブの褒章規定等があるので、突然RIが定款を変えた事によって各クラブが混乱する事が予想されるという事だと思います。確かに、何十年も皆出席で頑張つてこられた会員がいる中で、そういう規定を排除したからといって、今まで頑張つて来た会員にしてみればなんなんだろうという事になるので、公平性を考えるのであれば、細則や内規で前後2週間という期限を定めてはいかがでしょうか、という考え方であると思います。その事については引き続き、地区でもどうすべきかを考えている様ですので、当クラブとすれば定款に矛盾しない細則で、本日審議頂き、活動計画書はそれで作成し、その後、今年度中に内規なり、細則を更に変更して前後2週間とするという文言をどこかに入れるとなれば、それを皆さんに審議頂くという手順にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

杉 晟会員：RIは色々な変更をしていると思いますが、なぜメークアップだけにこだわるのですか？

江頭 泰利会員：今回の定款変更の基本的な流れは何かという事を考えなければならぬと思います。それは、会員減少が基本にあり、会員増強を図らなければならず、それをいかにして拡大するかという事で職業分類などの規定が変更されていると思います。ある程度そういうものを受け入れて、多くの方々に運用しやすい定款にし、それを基に細則で運営してほしいという事が基本的な流れであると思います。基本的にはRIの定款に沿った形にするべき時代に来ているのではないかと思います。その辺りの経過をどの様に進めるべきであるかの、ひとつの選択肢として今回の問題があるのではないかという事を認識して対応するべきであると考えます。

佐野 忠信会員：菊川会員にお聞きしたいと思いますが、定款が年度内としている事を、細則で前後2週間としても矛盾しないのではないかでしょうか。最大で年度内としているのであって、それが前後2週間でもよいのではないでしょうか。

菊川 秀明会員：定款では年度内としているので、それを細則で前後2週間と、短くするのはやはり矛盾が生じていると思います。定款の11条の第7節に例外があり、細則が優先すると書いてありますので理屈上は可能ですが、そもそも定款は厳格な改定があるわけですから、根本部分を変えてしまうような細則が許されるのかという話になると思います。

宮田 慎吾会員：そもそもロータリーの1業種にひとり、という事が崩れてから、もうロータリーの以前の原則は崩壊している様に思います。定款変更の報告会を聴きに行き色々気付きました。ロータリーの3大義務のひとつである、出席がどうでもよくなっていると思います。メークアップを年度内有効とうたい、Eクラブの例会を見れば出席対象となるそうですが、我がクラブが対象となるのでしょうか。更に3大義務3つ目、ロータリーの本を購読する事も、人数を増やす事を目標にしているので、同居している人は購読料を払わなくてよいとなっています。定款では「本クラブがR I理事会によって、免除されていない場合、各会員は、いずれかのR Iの機関雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読してもよい。」となっております。先ほどの出席の事については2016年の規定審議会で「例会の頻度やメークアップ期間などに関して、クラブは自由に規定する事が出来るようになりました。」と、2016年にはかなり自由になっており、従ってこの度の制定は元々の意味をなさない制定案であると考えますという風に、山田パストガバナーがおっしゃっていました。

杉山 智基会長：出席に関する案件に焦点が当たっておりますが、定款に照らせば、第10条第7節に例外規定があつて、定款に従わない規定または要件を細則に含めることができますと書いてありますので、結局細則を優先させなさいという事になるかと思います。当クラブは、当クラブの問題として先ほど宮田委員長がおっしゃった様に、前後2週間という事を復活させてもいいのではないかというご意見を頂いております。

小村 昌三会員：皆さんそれが正論だと思います。Eクラブのメークアップを認めており、当クラブでは検討した事はないと思いますが、実際ネット上でいくらでも出席できます。何が1番妥当であるのかはとても難しいと思います。

永田 勝久会員：定款を変えることはできないので、出席については長年頑張ってこられた方がいらっしゃるという事もありますので、八千代RCとしては、表彰する事に対しては前後2週間としてはどうでしょうか。出席免除という制度もありますし、それらも含めて当クラブでは独自の解釈をすればよいのではないかでしょう。地区への報告に際しては、定款に従えばよいのではないかでしょうか。

宮田 慎吾会員：地区への報告をする以上は、前後2週間としなければならないと思います。

杉 晟会員：Eネットで出席した場合は、出席の証明書はもらえるのでしょうか。

杉山 智基会長：議論は尽きませんが、前回お示しした細則について今回は承認を頂き、引き続き皆さまからのご意見を頂き、変更が必要であれば変更していく事とするとして採決させて頂きたいと思います。承認頂ける方は拍手をお願いいたします。賛成多数とし承認といたします。



ニコニコBOX（¥25,000）

杉 晟：親父の年齢を超えて78歳になりました。

杉山 智基：本日の例会は、細則改正の審議です。宜しくお願ひします。

杉 晟：家内とスペインに行ってきました。

上代 修二：親子祭り協賛グッズボールペンに1,000円の御協力お願ひします。

稻山 雅治：新年度になつてもう1ヶ月ですね。前回は娘、家内共にごちそうさまでした。

風間 茂：臨時総会です。

中島 仁：猛暑お見舞

大中 宏道：暑いですね。

菊川 秀明：暑いですか～！

三井 啓久：8月はあつい！です。

朝戸 健夫：熱中症注意！！

日下部良夫：暑いですね。

石渡誠太郎：前回欠席しました。すみません。

山崎 克巳：前回欠席しました。

中村 賢治：本日早退

江口 茂勇：本日お先に失礼します。

佐々木俊一：来週休みます。

小高 栄二：来週休みます。

友愛BOX（¥21,000）

安宅 照男：結婚記念日、無事迎える事が出来ました。まだ続くと思います。

鈴木 政次：7月22日、妻の誕生日にお花ありがとうございました。

福田 良博：齊藤様、安宅様、飯生様、朝戸様、一年間お疲れ様でした。夏本番です。引き続きご自愛下さい。

古川 洋：駐車場がいっぱいでした。

飯生高一郎：暑中お見舞申し上げます。

宮野 宗雄：夏が来ました。暑いです。

◆8月のロータリーレートは、1ドル108円です。



近隣クラブ例会日

例会場
(四街道ゴルフクラブ)
(ウィッシュトンホテル・ユーカリ)
(習志野商工会議所会館)
(ウィッシュトンホテル・ユーカリ)
(フランス料理・シェ・ムラ)
(習志野商工会議所会館)

例会出席率

	会員総数	出席対象者	出席	%
8/2	52	48	44	91.67

■出席委員長 菊川 秀明

※欠席の際は、必ず火曜日までに出席委員長に連絡して下さい。

■例会日 金曜日 12:30～13:30

■例会場 パッソノヴィータ(〒276-0049 八千代市緑が丘1-1-1 公園都市プラザ1F FAX: 047-450-0050)

みかんの花咲く丘

作詞 加藤 省吾／作曲 海沼 実

みかんの花が咲いている

思い出の道 丘の道

はるかに見える青い海

お船がとおく霞(かす)んでる

※第二次世界大戦の終戦直後に生まれた、日本を代表する童謡のひとつとして知られる。1946年8月25日発表

■クラブ会報委員会

委員長: 中島 仁 副委員長: 永田 勝久

TEL: 047-459-5806